

九州大学芸術工学部吹奏楽団規約

第1章 総則

第1条 （主旨）

本規約は、楽団運営の手続き及び団体運営に関する最重要事項について、記されたものである。

第2条 （名称）

本楽団は、九州大学芸術工学部吹奏楽団と称し、略称は芸工吹奏とする（以下、当団という）。

第3条 （所在地）

当団の所在地は、九州大学大橋キャンパス（福岡県福岡市南区塩原4-9-1）とする。

第2章 活動

第4条 （目的）

当団は、吹奏楽を中心とする音楽活動を通して、団員同士の親睦を深め、音楽文化や地域社会に貢献することを目的とする。

第5条 （活動内容）

当団は、前条の目的を達成するため、総会で承認された活動計画に基づいた活動を行う。

第6条 （活動計画）

- 1 活動計画は、楽団目標、事業概要及び本規約に定められていない楽団運営上必要なその他の細則を年度ごとに定めるものとする。
- 2 本規約において活動計画で定めるよう記された事項については必ず活動計画によって定められなければならない。
- 3 活動計画をその活動年度内に改正する場合は、役員会が団員にその改正内容を事前に十分周知し、理解を得なければならない。

第3章 団員

第7条 （入団）

入団を希望する者は、代表に入団届を提出し、役員会に承認されることで、団員となる。

第8条 （団員の義務）

団員は、次に掲げる義務を負う。

- （一） 予算によって定められた団費を支払うこと
- （二） 活動計画によって定められた活動日に出席すること

第9条 （休団）

病気、事故、その他やむを得ない理由により活動を休止する必要がある者は、代表に休団届を提出し、役員会に承認されることで休団できる。休団者の扱いについては、活動計画により定められなければならない。

第10条 （退団）

退団を希望する者は、代表に退団届を提出し、役員会及び役員会が必要と認めた人員による協議において承認されることで、退団できる。

第4章 組織

第11条 （各機関）

当団の組織は、最高議決機関である総会、運営の中核となる役員会、及びその下に置かれる音楽運営チーム、演奏会運営チーム及び広報運営チームからなる。

第12条 （顧問）

九州大学における当団の責任者及び相談役として、顧問を置く。

第13条 （総会）

- 1 総会は、役員会が主催し、団員全員を構成員とする、当団の最高議決機関である。
- 2 総会は、当団の重要事項を審議決定する。ただし、次の事項は、必ず総会の承認を経なければならない。
 - (一) 役員選出及び役員リコール
 - (二) 活動年度内での役員会改編
 - (三) 予算及び決算
 - (四) 活動計画
 - (五) 規約改正
- 3 総会を開催するときは、役員会が、事前に日時、場所及び議題を団員に周知させなければならない。
- 4 総会は、団員の過半数の出席又は委任で成立する。
- 5 総会の議決は、出席者の3分の2以上の同意によってなされる。ただし、役員リコールの議決は、出席者の3分の1以上の同意によってなされる。
- 6 団員の4分の1以上が役員会に対して総会を開催するよう要求した場合は、役員会は総会を開催しなければならない。
- 7 団員の要求がなくとも、役員会が必要と認めた場合は、総会を開催することができる。

第14条 （役員会）

- 1 役員会は、活動計画に基づいた円滑な運営の中核となる組織である。本規約に基づいた総会を開催するため、役員会は必要な準備を行い、総会を開催しなければならない。

2 本規約及び活動計画に記されていない事項については、団員の意見を十分に考慮した上で、役員会が決定することができる。

3 役員として、以下を置く。

[代表] 当団の最高責任者として、楽団を統括する。また、役員会を主宰し、音楽運営チーム、演奏会運営チーム及び広報運営チームの業務状況の把握及び相互調整を行う。

[部長] 九州大学芸術工学部公認サークルとしての当団の責任者として、事務を行う。ただし、部長は九州大学芸術工学部又は九州大学大学院芸術工学府の学生に限る。

[会計] 当団の会計責任者として、予算及び決算の立案、資金管理、団費の徴収及び会計処理を行う。

[音楽マネージャー] 当団の音楽面の責任者として、音楽運営チームを主宰する。

[演奏会マネージャー] 当団が主催する演奏会の運営責任者として、演奏会運営チームを主宰する。

[広報マネージャー] 当団の広報責任者及び情報管理責任者として、広報運営チームを主宰する。

4 役員の任期は、活動計画において定められる活動年度の初日から末日までとする。任期末日を過ぎても後任の役員が総会において承認されていない場合、任期末日後後任の役員が総会において承認されるまでその任期を延長する。

5 役員の兼任、再選は、それぞれの任務に支障が出ない限りにおいては、これを妨げない。

6 活動年度内に特段の支障が生じた場合は、総会の承認を経て役員会を改編することができる。

7 役員会が必要と認めた場合は、役員以外の者が役員会に出席してもよい。ただし、議決権は持たない。

8 それぞれの役員に、補佐役を置くことができる。補佐役を置く場合は、活動計画でこれを定める。

第15条（音楽運営チーム）

1 音楽運営チームは、音楽面の業務を統括する。

2 音楽運営チームは、音楽マネージャーが主宰し、その構成については活動計画でこれを定める。

第16条（演奏会運営チーム）

1 演奏会運営チームは、当団が主催する演奏会の運営を統括する。

2 演奏会運営チームは、演奏会マネージャーが主宰し、その構成については活動計画でこれを定める。

第17条（広報運営チーム）

1 広報運営チームは、広報活動及び情報管理を統括する。

2 広報運営チームは、広報マネージャーが主宰し、その構成については活動計画でこれを定める。

第18条（決定権）

音楽運営チーム、演奏会運営チーム及び広報運営チームの業務内容の決定権は、各々が有する。ただし、その決定事項に相互不具合が生じる場合は、役員会が調整を行い、その決定権は役員会が有する。

第5章 細則

第19条 （活動年度）

- 1 活動年度は、活動計画において定められるものとし、その期間は1年を標準とする。また、会計処理も活動年度ごとに行い、役員の変更も活動年度ごとに行う。
- 2 活動年度の末日を過ぎても次年度の活動計画が総会において承認されていない場合は、活動年度末日後次年度活動計画が承認されるまで、前年度活動計画は効力を失わない。

第20条 （規約改正）

本規約改正のためには、総会により規約改正を承認されなければならない。

附則

本規約は、平成22年3月6日に施行する。ただし、平成22年3月31日までの間は、暫定役員を置き、運営を行う。

平成22年10月16日 改正

平成23年5月28日 改正

平成24年10月30日 改正

平成25年10月22日 改正

(付録 組織図)

